③　関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　設計共同体　⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年６月24日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から神奈川運輸支局庁舎外⑸設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

⑶　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成17年４月１日以降の同種又は類似業務の実績

⑶　平成21年４月１日以降平成26年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務の成績評価

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成17年４月１日以降の同種又は類似業務の実績

⑶　平成21年４月１日以降平成26年３月31日までに履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務の成績評価

⑷　ＣＰＤの単位取得の状況

⑸　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

5　手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　20階　関東地方整備局営繕部整備課プロポーザル担当　電話048－601－3151㈹（内線5217）ＦＡＸ048―600―1391

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成27年６月24日から平成27年９月４日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は16時00分まで）。

②　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成27年６月24日から平成27年９月４日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成27年７月９日16時00分ただし、紙入札方式による場合は同日の18時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成27年９月４日16時00分ただし、紙入札方式による場合は同日の18時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

6　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（神奈川運輸支局庁舎設計その２業務、横浜税関本関改修設計その２業務）

本業務は、上記随意契約予定の神奈川運輸支局庁舎設計その２業務、横浜税関本関改修設計その２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続きとするものである。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

⑺　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Kanto District Transport Bureau Kanagawa Transport Branch Office

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 9 July 2015 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 6 : 00 P.M. 9 July 2015)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 4 September 2015 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 6 : 00 P.M. 4 September 2015)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Architecture and Building Engineering Division Kanto Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuou-ku Saitama City, Saitama 330―9724 TEL : 048―601―3151 (Ex. 5217) FAX : 048―600―1391